

○農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件

平成十三年三月二十二日
農林水産省告示第四百四十五号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第二十条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を次のように定め、平成十三年四月一日から施行する。

一 農産物検査法施行規則（以下「規則」という。）第二十条の農林水産大臣の定める様式は、次の表の第一欄に掲げる農産物検査の区分及び同表の第二欄に掲げる農産物の種類ごとに、同表の第三欄に掲げる事項について、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

農産物検査 の区分		農産物の種類		事 項		様 式	
品位等検査		米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果		別記様式第一号及び別記様式第二号	
		麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果		別記様式第一号及び別記様式第三号	
		大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果		別記様式第一号及び別記様式第四号	
		小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果		別記様式第五号	

二 規則第二十条の農林水産大臣の定める期日は、次の表の第一欄に掲げる農産物検査の区分、同表の第二欄に掲げる農産物の種類及び同表の第三欄に掲げる事項ごとに、同表の第四欄に掲げる期間に実施した農産物検査について、それぞれ同表の第五欄に掲げるとおりとする。

成分検査	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査の結果	別記様式第六号
米穀及び小麦				別記様式第七号

農産物検査の区分		農産物の種類	事 項	期 間	期 日
品位等検査		米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	当年産（生産された年の翌年の十月三十一日までに検査を行うべきことを求めたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から八月三十一日までの間	九月十日まで
				当年産の九月から十二月までの毎月一日から末日までの間	翌月の十日まで
				当年産の翌年一月一	翌年四月十日まで

輸入に係る農産物	そば（輸入に係るものを除く。）			小豆、いんげん、かんしょ生切干及びでん粉（輸入に係るものを除く。）			
	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果			農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果			
間	翌年一月から翌年四月までの毎月一日から末日までの間			翌年三月及び翌年四月の毎月一日から末日までの間			
	翌年の五月十日まで			翌年の五月十日まで			
間	翌年三月十日まで			翌年三月十日まで			
	翌年四月十日まで			翌年四月十日まで			
間	翌年五月三十一日まで			翌年五月三十一日まで			
	翌年五月三十一日まで			翌年五月三十一日まで			

成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査の結果	四月一日から翌年三月三十一日までの間	翌年四月三十日まで
------	--------	---------------------------------------	--------------------	-----------

附 則 （令和六年三月二十九日農林水産省告示第六百六十九号）

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）
 農林水産大臣 殿

住所
 名称
 代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類：
 生産年度：

記

検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外 (等外上)	備考
(検査区分) 計											
(検査区分) 計											
合 計											

- 備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
- 2 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。なお、検査区分ごとに合計を設けること。
- 3 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第一号の二

水稲うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

農林水産大臣 殿

住所
名称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。
記

農産物の種類：水稲うるち玄米

生産年度：_____

検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	品位の測定結果
(検査区分)計					
(検査区分)計					
合 計					

- 備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
- 2 「検査区分」の欄には法第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）の別を記載すること。なお、検査区分ごとに合計を設けること。
- 3 数量の単位は、キログラムとすること。
- 4 品位の測定結果については、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する。

別記様式第二号

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで） 日

農林水産大臣 殿 住所 氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産米穀の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類：
生産年度：

等級	検査数量	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	死米	着色粒	異種穀粒	異物	その他
特等										
1等										
2等										
3等										
等外										
規格外										
計										

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第三号

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで) 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産麦類の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類：
生産年度：

等級	検査数量	容積重	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	異種穀粒	異物	その他
2等									
規格外 (等外上)									
計									

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第四号

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで） 年 月 日

農林水産大臣 殿 住所 名称 氏名 代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産大豆の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類：
生産年度：

記

等級	検査 数量	形質	水分 過多	被害粒								未熟粒	異種 穀粒	異物
				被害粒 計	病害粒	虫害粒	変質粒	破碎粒	皮切れ粒	はく皮粒	汚損粒	しわ粒	その他	
2等														
3等														
規格外														
計														

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第五号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで) 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
名称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類：
生産年度：

銘	柄	荷造り及び包装	量	目	検査総数量	1等 (合格)	2等	3等	規格外	備	考
合			計								

備考 1 報告書は農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記様式第六号

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで） 年 月 日
農林水産大臣 殿 住所 名称 代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、外国産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

種類	銘柄	荷造り及び包装	量	目	検査総数量	1等 (合格)	2等	3等	4等	5等	規格外	備考
合 計												

備考 1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（S B S 契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・裸麦及びその他農産物の別）を記載すること。
2 数量の単位は、トンとすること。

別記様式第七号

成分検査結果報告書（令和 年 月 分）

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、成分検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。
記

証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測 定 結 果		
					たんぱく質	アミロース	で ん 粉

備考 数量の単位は、キログラムとすること。